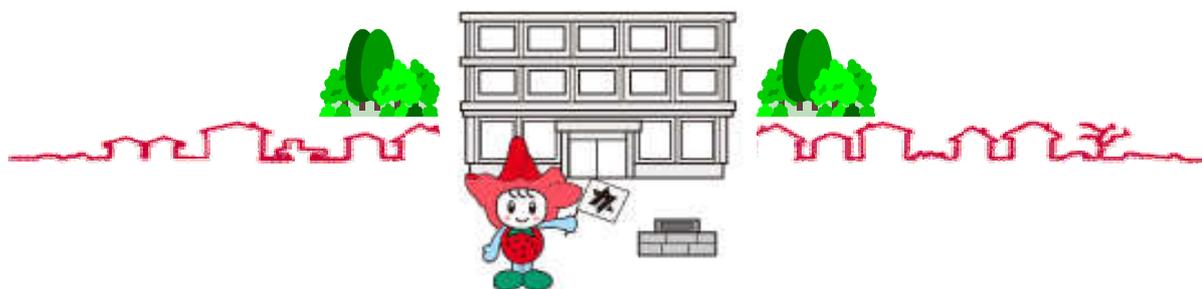


鹿沼市新庁舎整備基本構想 〈概要〉

◇◇◇ “安全で市民が利用しやすい庁舎” を目指して！ ◇◇◇



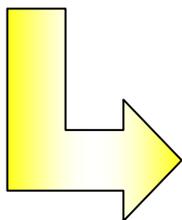
<<< 目 次 >>>

1. 基本構想策定の背景と目的	1
2. 望まれる庁舎像 ～新庁舎の位置付けと役割～	1
3. 新庁舎整備における基本理念 ～目標達成へのキーワード～	1
4. 新庁舎に求められる機能 ～安全で利用しやすい庁舎機能を求めて～	2
5. 新庁舎の整備方針	
(1) 新庁舎の規模（必要面積）	2
(2) 駐車場の規模	3
(3) 新庁舎の位置	3
(4) 新庁舎の整備方法	16
(5) 新庁舎の事業規模（概算事業費）	17
6. 整備スケジュール	18

鹿沼市新庁舎基本構想の概要について

1. 基本構想策定の目的

「基本構想」については、新庁舎整備を具現化するための指針で、整備における基本的な考え方や整備方針をまとめるものであります。



基本構想においては、現市庁舎の現状と課題をはじめ、新庁舎の必要性及び候補地の選定を踏まえ、建設の実現に向けて庁舎の整備規模（必要面積）、事業規模（事業費・財源）、整備方法（改修・建替）、施設機能（求められる機能）など、基本計画や設計に向けての条件を検討し、一定の整理を行います。

2. 望まれる庁舎像

～新庁舎の位置付けと役割～

次の8項目の視点を含め、“安全で市民が利用しやすい庁舎”を基本に進めます。

- | | |
|--------------------------------|------------------|
| ○ “おもてなし”の心を備えた市民が利用しやすい市庁舎 | 〈利便性〉 |
| ○ 安全・安心な暮らしを支える防災拠点としての市庁舎 | 〈防災性〉 |
| ○ にぎわいの場を創出しまちの活性化に寄与する市庁舎 | 〈協働性・まちづくり〉 |
| ○ 機能的で効率的に行政事務・議会運営ができる市庁舎 | 〈機能性・効率性〉 |
| ○ 安全性が高い高度な行政情報環境を備えた市庁舎 | 〈高度情報化〉 |
| ○ 環境に配慮した自然環境にやさしい市庁舎 | 〈環境性〉 |
| ○ ライフサイクルコストに配慮した経済的で持続性のある市庁舎 | 〈経済性〉 |
| ○ まちの中心拠点施設としてシンボルとなる市庁舎 | 〈シンボリック・イメージアップ〉 |

3. 新庁舎整備における基本理念

～新庁舎整備における目標達成へのキーワード～

新庁舎の整備に当たっては、本市の将来像「自然と共に歩む 人情味あふれる絆のまち」を念頭に置き、次にとおり基本理念を設定します。



市民生活を支える“防災拠点”としての機能を確立し、にぎわいの場を創出しながら“まちの活性化”を図り、市民が利用しやすい、そして、人にも自然にもやさしく、鹿沼市発展の中心拠点となる庁舎

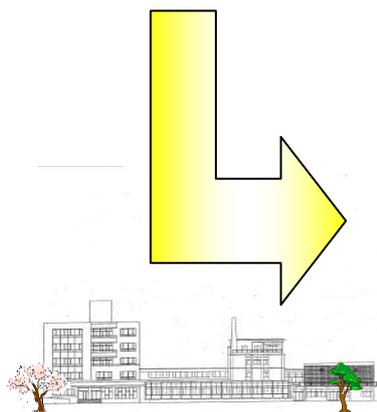
4. 新庁舎に求められる機能

～安全で利用しやすい庁舎機能を求めて～

現庁舎の問題や課題などから8項目の「求められる機能」を整理します。

現庁舎の問題・課題

- 耐震性の不足による防災拠点機能への不安
- 施設・設備の老朽化による安全性・経済性の低下
- 狭あい・分散化による市民サービスの低下
- ユニバーサルデザインへの対応の限界
- 高度情報化への対応の限界
- 環境負荷低減への対応の限界



1. 「防災拠点機能」
2. 「来庁者の利便性を高めるための機能」
3. 「市民との協働・まちづくりを進めるための機能」
4. 「議会運営を進めるための機能」
5. 「行政事務を効率的に行うための機能」
6. 「高度情報化に対応するための機能」
7. 「環境と共生するための機能」
8. 「庁舎維持管理・セキュリティに必要な機能」

5. 新庁舎の整備方針

(1) 新庁舎の規模（必要面積）

新庁舎の整備規模（必要面積）については、職員数等による算定方法を基本に検討し、市民サービスの充実など「新たに求められる機能面積」を付加しながら適切な規模を算定します。

- ・・・市町村の人口規模ごとに面積査定の基準が示され、庁舎規模を算定する際に標準的な方法である「総務省地方債事業費算定基準」の算定方式が、概算算定には最も適切であると考えられます。

従って「総務省地方債事業費算定基準」により算定した面積を基準とします。そして、防災拠点や市民利用機能など市民サービスの充実に伴う必要面積を付加して求めます。



◇ 新庁舎の規模については、「約15,000㎡」程度を上限と想定します。

総務省基準を参考にした
算定面積：約 13,000㎡

(職員数 534 人・市議会議員 26 人)

+

市民サービスの充実に必要
な面積：約 2,000㎡



新庁舎の規模
約 15,000㎡
程度を上限

(2) 駐車場の規模

新庁舎の駐車場については、来庁者用として「約150台」の確保を目指します。
特に、駐車場の配置については、リーバス等の敷地内への導線や使いやすい区画割の配置を基本に、周辺道路の良好な交通環境を確保するため、円滑に入出できる駐車場形態の検討を行います。

(3) 新庁舎の位置

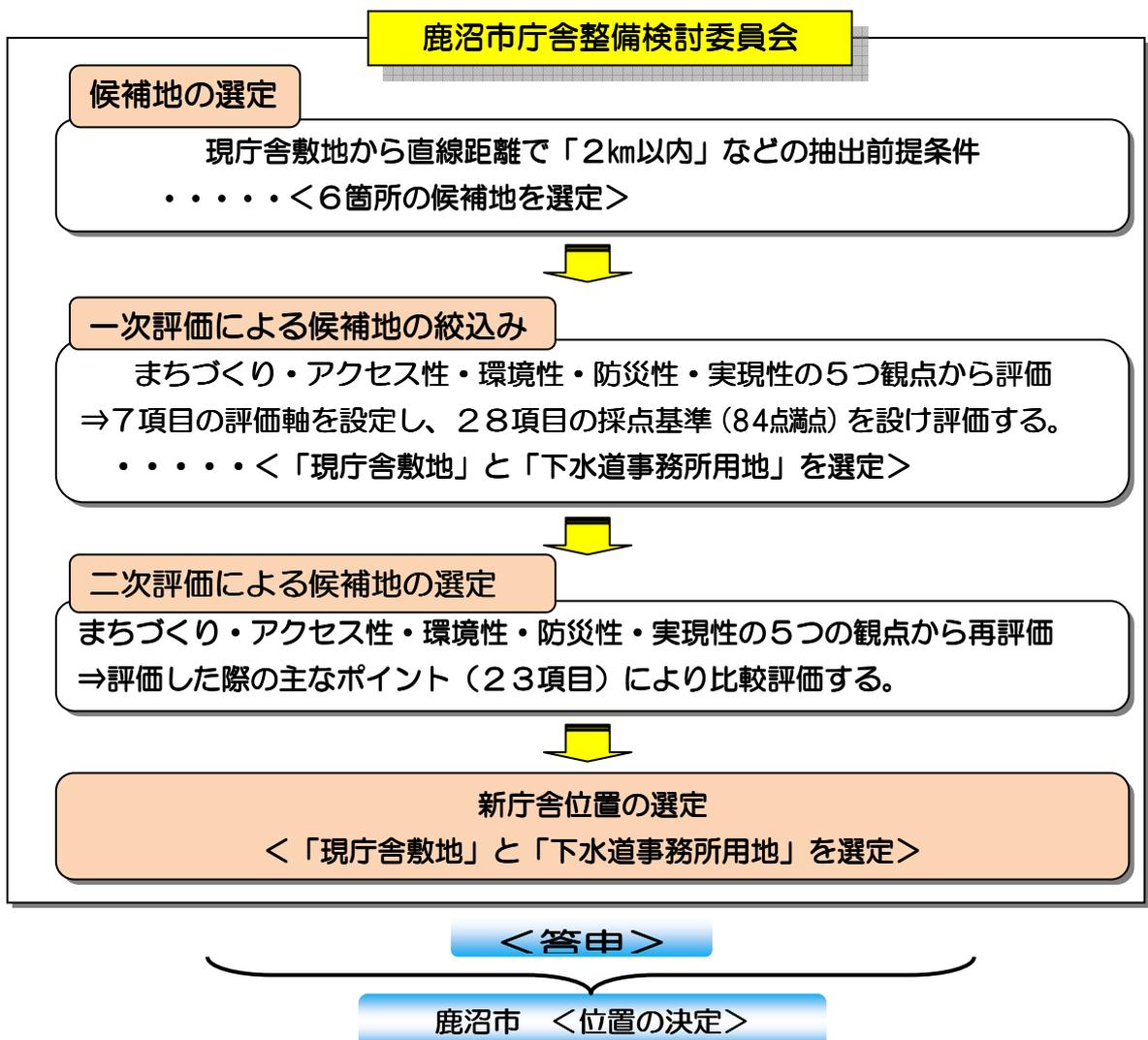
<新庁舎位置の基本的な考え方>

新庁舎の位置については、本市が目指す、これまでの文化と伝統を引き継ぎつつ「まちづくり」の将来像を念頭に置きながら、市民の利便性の向上と市民サービスの効率化はもとより、まちの活性化も勘案し、さらなる発展の基盤となる位置であることが求められます。

【位置選定の視点】

まちづくり・アクセス性・環境性・実現性・防災性

<新庁舎の位置決定までの流れ（フロー）>



<庁舎位置の選定における課題等>

【現庁舎敷地】

<課題及び懸念される事項等>

■：敷地の狭さ「駐車場不足」

⇒現庁舎の敷地内における来庁者用の駐車場スペースは「79台」であり、申告時期など時間帯によっては、ほぼ満車状態になっています。また、近隣市と比較しても収容可能台数が不足しているのが現状であります。

■：仮設庁舎費の増大

⇒本体工事に先立って本庁舎を解体するため、「仮設庁舎」が必要になりますが、多額の仮設庁舎費が危惧されています。

【下水道事務所用地】

<課題及び懸念される事項等>

■：まちづくりの指針（都市計画関連 [まちなかの衰退・調整区域の市街化]）

⇒市街化調整区域には、都市計画法により、原則、市庁舎は建設できませんが、将来的に市街化が見込める「地区計画」を作成することで、建設が可能になります。

そのためには、「都市計画マスタープラン」をはじめとする関連計画の変更を視野に、市街化区域の考え方を整理する必要があります。

■：整備スケジュールの制限（合併特例債活用）

⇒有利な財源である合併特例債の使用期限を考慮すると、平成32年度までには、庁舎整備を完了しなければならないため、時間的制約を見極める必要があります。

■：防災拠点としての位置づけ

⇒庁舎は災害復興の拠点機能を備え、災害時の市民の一時避難場所ともなりえる施設にする必要がありますが、黒川水系の災害想定区域（0～0.5m未滿の浸水想定区域）内あるため、慎重な検討が必要であります。

■：国庫補助金の返還

⇒下水道高度処理施設として、平成14年～19年にかけて、国庫補助金を活用して購入した用地であります。そのため、用地の目的外使用になり、補助金の返還が生じます。

< 候補地決定のための判定基準 >

最終的な候補地を決定するための視点を整理すると、以下の基準を重要視して検討する必要があり、それぞれの内容を検証します。

まちづくり

◇ まちづくりとの整合性

庁舎は市の顔（シンボル）となる施設であるとともに、今までのまちづくりの形成過程や周辺地域への配慮が必要であるため、地域経済への貢献、新たな発展可能性等について検討する必要があります。

【候補地の比較検討】・・・（「○」：優位性あり／「△」：優位性なし）

項目	現庁舎敷地	下水道事務所用地
まちづくりの 継続性	<p>長年市民に親しまれ定着しており、まちづくりの中心施設として良好である。</p> <p>特に、中心市街地の中心地として、明治の鹿沼町時代から戦後の市制施行等の歴史を経ながら、多くの先人の努力により発展し、鹿沼市全体をリードする役割を担ってきた歴史性のある位置である。</p> <p>また、市の中心としてだけでなく、上都賀地域などの圏域心の役割も担っている。</p> <p>(これまでの活性化・再生に伴う主な投資額)</p> <p>約18,959,481千円</p>	<p>市街化調整区域であり、新たなまちづくりの指針が必要である。 (都市計画や都市計画マスタープランの変更有)</p> <p>特に、市街化調整区域に庁舎の建設は、原則不可である。 (都市計画法第29条及び第34条)</p> <p>(これまでの活性化・再生に伴う主な投資額)</p> <p>約470,568千円</p>

中心市街地の活性化	交流人口等中心市街地及び近隣商店への貢献が期待できる。	○	市街地から離れるため、中心市街地の衰退が懸念される。	△
	特に、商業、業務など様々な都市機能が集積していることから、市民や事業者などに総合的なサービスが提供できる。			
	また、歴史性として、庁舎は昭和33年に建設され、約55年以上にわたり市街地の中心的役割を担いながら、活性化に寄与し、この地域とともに歩んできた事は、十分に尊重すべきである。			

◇人口重心

市民にとって利便性の高い候補地を選定するため、本市における「人口重心」及び「人口集中地区（DID）」との整合を検討します。

なお、人口重心とは、人口の1人1人が同じ重さを持つと仮定して、その地域内の人口が、全体として平衡を保つことのできる点をいいます。

平成22年国勢調査の結果を基に総務省が算出した、鹿沼市の人口重心は、東経139度44分41.92秒、北緯36度33分14.53秒です。（東武新鹿沼駅南松山音響付近）

【候補地の比較検討】・・・（「○」：優位性あり／「△」：優位性なし）

項目	現庁舎敷地		下水道事務所用地	
人口重心からの距離	約1,400m	○	約1,200m	○
人口集中地区（DID地区）	人口集中地区内	○	人口集中地区外	△

※人口集中地区（DID地区）：人口密度が1平方キロメートルあたり4,000人以上である地区のこと。

◇木のまち

「鹿沼市公共施設木造・木質化基本方針」に基づき、地場産材の使用を基本に、市内外にアピールできるよう“木のまち鹿沼”として相応しい庁舎の実現を検討します。

【候補地の比較検討】・・・（「○」：優位性あり／「△」：優位性なし）

項目	現庁舎敷地		下水道事務所用地	
木造	<p><準防火地域> 延床面積が500㎡以下まで</p>	△	<p>延床面積が3,000㎡以下まで (建物高さ:「13m」以下、3階建てまで) [木造複数棟の連結方式] (1棟使用量見込:約600㎡) ㎡当り0.2㎡</p>	○
木質化	<p>建築基準法の範囲内において、特に制限なし。 (使用量見込:約1,050㎡) ㎡当り0.07㎡</p>	○	<p>建築基準法の範囲内において、特に制限なし。 (使用量見込:約1,050㎡) ㎡当り0.07㎡</p>	○

優位と判定する視点

「まちづくり」においては、以下の点より、現庁舎敷地を「○」、下水道事務所用地を「△」とします。

◇「現庁舎敷地」は、鹿沼市全体をリードする役割を担ってきた歴史性のある位置であるとともに、現状の中心市街地において、施設集積度の高い位置にあるため、活力を損なわず将来的な中心市街地の活性化が図られることも視野に入れることができます。

また、現在の庁舎は昭和33年に建設され、約55年以上にわたり市街地の中心的役割を担い、この地域とともに歩んできた事は、十分に尊重すべき点であるとともに、現庁舎が移転することでの、中心市街地全体に与える影響が大きいため、「下水道事務所用地」より優位性があります。

◇「下水道事務所用地」は、木造等の優位性や短期的な周辺地域の活性化は期待できますが、今後の人口減少や少子高齢化等による市街地の拡大は難しいとともに、市街化調整区域でもあり、継続的な中心市街地全体の活性化には懸念があります。

アクセシビリティ

◇ 公共交通機関及び幹線道路からのアクセス

市民が利用しやすい位置として、バス等の公共交通が利用しやすいことや自家用車をはじめ、自転車や徒歩での来庁が安全に利用できること、また、他の官公署との位置関係も視野に判定します。

なお、地理的中心については、市域西側が山地となっているため単純に行政区全体の地理的中心地とした場合、市民生活の実態に即した中心地となっていないことから、判定基準としては考慮しないこととします。

【候補地の比較検討】・・・（「○」：優位性あり／「△」：優位性なし）

項目	現庁舎敷地		下水道事務所用地	
公共交通機関からのアクセス	(リーバス) 敷地接道道路に停留所あり (路線バス) 近接道路に停留所あり (鉄道) 駅からの距離	○	(リーバス) 敷地付近に停留所なし (将来的な停留所設置は見込める) (路線バス) 敷地付近に停留所なし (鉄道) 駅からの距離	△
幹線道路からのアクセス	幹線道路として、国道293号と近接している。敷地へのアクセスは、市道が2本ある。 (今宮参道の市道は、幅員が狭小であり、交通における制限がある)	○	幹線道路として、南大通りに面しており、南大通りから動線が確保できる (東部高台地区及び西北部とのアクセスは良好)	○
官公署施設の集約性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県上都賀庁舎 ・ まちの駅新鹿沼宿 ・ 屋台のまち中央公園 ・ まちなか交流プラザ ・ 市民文化センター ・ 鹿沼郵便局 など 	○	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防署 ・ クリーンセンター ・ 鹿沼警察署 ・ 下水道事務所 など 	○

◇ 十分な駐車場の確保

現在の車社会においては、日常の交通手段として、自家用車の利用頻度が高く、十分な駐車場の確保は必要不可欠であります。

新庁舎の想定する整備規模を前提条件としながら、駐車場台数の確保状況を検討します。

なお、来庁者用駐車場の必要台数は、「約150台」とします。

【候補地の比較検討】・・・（「○」：優位性あり／「△」：優位性なし）

項 目	現 庁 舎 敷 地		下 水 道 事 務 所 用 地	
駐車場台数	建築面積：2,500㎡ ⇒120台/25㎡ (東館跡地：30台)	△	建築面積：2,500㎡ ⇒最大680台/25㎡ ※木造5棟で、建築面積が7,500㎡の場合は、最大480台/25㎡程度となる	○

※ 駐車場の確保については、「下水道事務所用地」の方が、平面的なゆとりはあるが、両敷地共に建物の高層化により十分なスペースの確保が可能です。

優位と判定する視点

「アクセス性」においては、以下の点より、現庁舎敷地を「○」、下水道事務所用地を「○」とします。

- ◇ 「現庁舎敷地」及び「下水道事務所用地」共に、幹線道路のネットワークは良好であり、リーバスの路線については、建設時に容易に変更できるものであり、場所による違いは特にありません。
- ◇ 「下水道事務所用地」において、整備する道路についても、施設整備に関わる敷地周辺のみであり、候補地による違いは特にありません。

環 境 性

◇ 周辺環境や街並みとの調和

庁舎の建設地としての景観資源との調和を考慮しながら、シンボル性ある景観形成の可能性や周辺環境への影響について検討します。

【候補地の比較検討】・・・（「○」：優位性あり／「△」：優位性なし）

項 目	現 庁 舎 敷 地	下 水 道 事 務 所 用 地
シンボル性ある景観形成	緑豊かな「御殿山公園」の景観との一体化と庁舎による景観形成が可能である。	敷地の広さにより、高層だけでなく、中層・低層での対応が可能である。また、景観形成における自由度を大きく広げることが可能である。
工事期間（長さ）等による周辺環境への影響	解体工事を含め、約3年	造成工事を含め、約2年3か月 ⇒解体工事や仮庁舎工事が無いことによる 負荷軽減

優位と判定する視点

「環境性」においては、以下の点より、現庁舎敷地を「○」、下水道事務所用地を「○」とします。

- ◇「現庁舎敷地」及び「下水道事務所用地」共に、それぞれが持つ景観資源を活用し庁舎を建設することで、本市にふさわしいシンボリックな景観形成は可能であります。
- ◇「現庁舎敷地」は、敷地周辺が住宅地であることから、工事による短期的な影響が考えられますが、両候補地共に、工事による周辺への影響や生活環境への影響は少ないものと考えられる。

実 現 性

◇ 新庁舎整備の実現可能性

新庁舎整備の財源として「合併特例債」を充てる予定であることから、平成32年度までには、整備を終える必要があります。

特に、建設スケジュールの実効性や付帯工事費も含めた事業費などについて検討します。

【候補地の比較検討】・・・（「○」：優位性あり／「△」：優位性なし）

項 目	現 庁 舎 敷 地		下 水 道 事 務 所 用 地	
建設スケジュールの確実性 （合併特例債の使用期限：平成32年度まで）	市有地であり、用地買収の必要性や関係法令における時間的制約はない。 <建設工事> 平成29年～31年 （平成32年度供用開始予定）	○	都市計画の変更手続きに約2年6ヶ月～3年の時間を要するため、不透明な部分がある。 一部未買収用地（74㎡）がある。 <建設工事> 平成30年～31年 （平成32年度供用開始予定）	△
総事業費の比較 （付帯工事費含）	5,630,063千円	○	高層：6,085,945千円 低層：6,085,945千円 木造：6,415,945千円	△
仮設庁舎費の負担度	現庁舎本館の一部及び既存公共施設利用 必要面積：1,000㎡ 必要経費：約75,000千円	△	特になし	○

優位と判定する視点

「実現性」においては、以下の点より、現庁舎敷地を「○」、下水道事務所用地を「△」とします。

- ◇「現庁舎敷地」は、合併特例債の使用期限内には完了する予定であります。
- ◇「下水道事務所用地」は、都市計画の変更や手続きの期間に不透明な部分があり、建設スケジュールの実効性には懸念があります。
- ◇「現庁舎敷地」の総事業費は、答申の「60億円」の想定内ですが、「下水道事務所用地」は、造成費や周辺道路工事費、補助金返還も含めると事業費が増大します。

◇ 防災拠点・安全性

新庁舎には防災拠点としての機能が必要であるため、災害時の安全性や災害対策本部としての活動容易性等（避難所としての機能確保・災害時の連携施設等）について検討する必要があります。

【候補地の比較検討】・・・（「○」：優位性あり／「△」：優位性なし）

項 目	現 庁 舎 敷 地		下 水 道 事 務 所 用 地	
災害時の敷地の安全性（浸水域等）	特になし （鹿沼市ハザードマップより）	○	災害想定区域：黒川 ⇒0～0.5m未満の浸水 想定区域 （鹿沼市ハザードマップより）	△
オープンスペースの確保（援助活動の容易性）	付近にオープンスペースがある。 （御殿山公園、中央小学校校庭）	○	用地が広いいため、オープンスペースを確保しやすい。	○
消防等関連施設との連携の容易性	アクセス条件的には、多少距離があり不利な点がある。	○	近距離であり、アクセス条件がよく、連携に不利な点がない。 しかし、消防施設が、同上の浸水区域であり、リスク管理上は同時に被災する恐れがある。	○

優位と判定する視点

「防災性」においては、以下の点より、現庁舎敷地を「○」、下水道事務所用地を「△」とします。

◇「現庁舎敷地」は、アクセス条件で多少不利な点がありますが、新庁舎建設用地として不利な点はありません。

◇「下水道事務所用地」は、庁舎の災害時の安全性において不可ではありませんが、ハザードマップ上、浸水の恐れがある点がやや懸念されます。

＜判定基準による比較の総括表＞

【候補地の比較検討】・・・・・・（「○」：優位性あり／「△」：優位性なし）

判定基準項目		現庁舎敷地	下水道事務所在地		
まちづくり	まちづくりとの整合性	まちづくりの 継続性	○	△	△
		中心市街地の活性化	○	△	
	人口重心	人口重心からの距離	○	○	
		人口集中地区（DID地区）	○	△	
	木のまち	木造化	△	○	
木質化		○	○		
アクセス性	公共交通機関及び幹線道路からのアクセス	公共交通機関からのアクセス	○	△	○
		幹線道路からのアクセス	○	○	
		官公署施設の集約性	○	○	
	十分な駐車場の確保	駐車場台数（必要台数150台）	△	○	
環境性	周辺環境や街並みとの調和	シンボル性ある景観形成	○	○	○
		工事期間（長さ）等による周辺環境への影響	○	○	
実現性	新庁舎整備の実現可能性	建設スケジュールの確実性	○	△	△
		総事業費の比較（付帯工事費含）	○	△	
		仮設庁舎費の負担度	△	○	
防災性	防災拠点・安全性	災害時の敷地の安全性（浸水域等）	○	△	△
		オープンスペースの確保（援助活動の容易性）	○	○	
		消防等関連施設との連携の容易性	○	○	



＜整備方法の決定＞



◇ 新庁舎の位置は、「現庁舎敷地」を適地とします。

《「現庁舎敷地」に決定した主な理由》

位置選定の5つの視点（優位性）

【まちづくり】

- ◇ 現庁舎敷地は、中心市街地の中心地として、明治の鹿沼町時代から戦後の市制施行等の歴史を経ながら、多くの先人の努力により発展し、鹿沼市全体をリードする役割を担ってきた歴史性のある位置であります。
- ◇ 鹿沼城の城下町や宿場町の歴史を経て、市の中心としてだけでなく、上都賀地域などの圏域心の役割も担っています。
- ◇ まちづくりの継続性として、市庁舎は、昭和33年に建設され、約55年以上にわたり市街地の中心的役割を担いこの地域とともに歩んできた事は、十分に尊重すべき点であり、現庁舎が移転することでの中心市街地全体に与える影響が大きいと思われます。
- ◇ 下水道事務用地は、市街化調整区域であり、人口減少や高齢化などにより将来的な市街化は不透明な点があります。

【実現性】

- ◇ 平成32年度末までの完成が見込めることから、有利な財源である合併特例債を活用することで、一般財源を少なく抑えられます。
- ◇ 用地買収や造成工事をはじめ、付帯工事等もないことから事業費を抑制できます。

【防災性】

- ◇ 下水道事務用地は、黒川の浸水想定区域(ハザードマップ)であり、水害時には避難が必要な区域になることから土地の安全性において、不適であります。

現庁舎敷地における課題への対応

【課題解消に向けた対応策】

- ◇ 「敷地の狭さによる駐車場不足」は、必要台数の150台は確保できる見込みがあり、また、「仮設庁舎費の増大」は、既存公共施設の活用などによりコスト削減が可能です。

下水道事務所用地の周辺施設への対応

【周辺施設における課題】

- ◇ 将来的には、老朽化に伴う下水道終末処理場の建て替えが必要であり、埋設管渠を考慮すると現在地付近での建て替えになることから、近接している下水道事務用地を代替施設用地として確保することが最適であります。
- ◇ 下水道終末処理場が震災等により水処理機能に支障が生じた場合には、応急措置の一つとして、「素掘り池」による沈殿分離・消毒・放流が必要になります。この場合には、大きい容量が確保できる土地であること、また、近隣への影響低減を考慮すると近距離が必須であることから、震災等の際には、下水道事務用地は必要不可欠な土地になります。
- ◇ 新たなインフラ整備（周辺道路・上下水道等）に伴う付帯工事により、事業費の増大が懸念されます。

(4) 新庁舎の整備方法

<整備方法のパターン化>

現庁舎「本庁舎（本館・新館・議会棟）及び東館」を建て替える場合の整備方法においては、「全庁舎集約か、分散庁舎か」、「新館を再利用するのか」などの選択肢が考えられます。

そのため、整備方法における「モデル的な整備パターン」を設定し、利便性や安全性、経済性など、様々な角度から検討・分析してより良い整備方法を選定します。

【整備パターン1】・・・新庁舎「1棟」の総合庁舎方式による整備方法

【整備パターン2】・・・新庁舎と新館を再利用した「庁舎2棟」の整備方法

【整備パターン3】・・・「庁舎3棟」の分庁舎方式による整備方法

<整備方法の決定>

整備方法については、鹿沼市庁舎整備検討委員会の評価結果を尊重しながら、ワンストップサービスの実現性や整備コスト、さらに、来客用駐車場の台数などを勘案し、各整備パターンを検証しました。

長期的に見た費用対効果や利便性などの課題により、総合的に判断すると「新館の再利用」や「分庁舎方式」による整備方法は難しいことから、『整備パターン1』が、最も有利な整備方法であります。



◇既存の本館・新館・東館を解体し、新庁舎1棟に統合して、整備する方法が最適であります。



窓口のワンストップサービスや部局ごとのワンフロア化の実現により、効率的な市民サービスが展開できます。

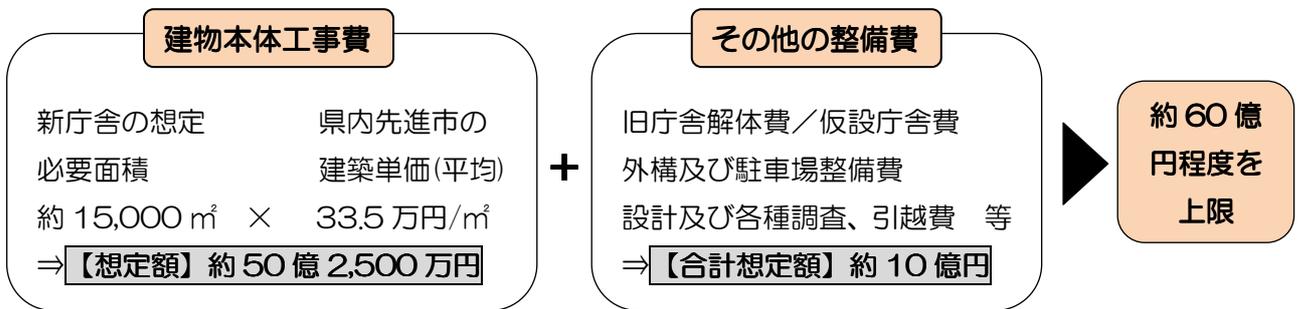
(5) 新庁舎の事業規模（概算事業費）

事業規模（事業費）については、新庁舎の適切な規模の整備を行い事業費の低廉化に努めます。ここでは、県内における先進市の本体工事費算出額を参考にしながら、㎡単価を想定して概算事業費を算出します。

なお、構造躯体は、鉄骨鉄筋コンクリート造とし、建物の仕様内容は、標準的な仕様とします。また、本体以外の工事費にあっては、一般的な事例等から算出した場合の概算事業費であります。



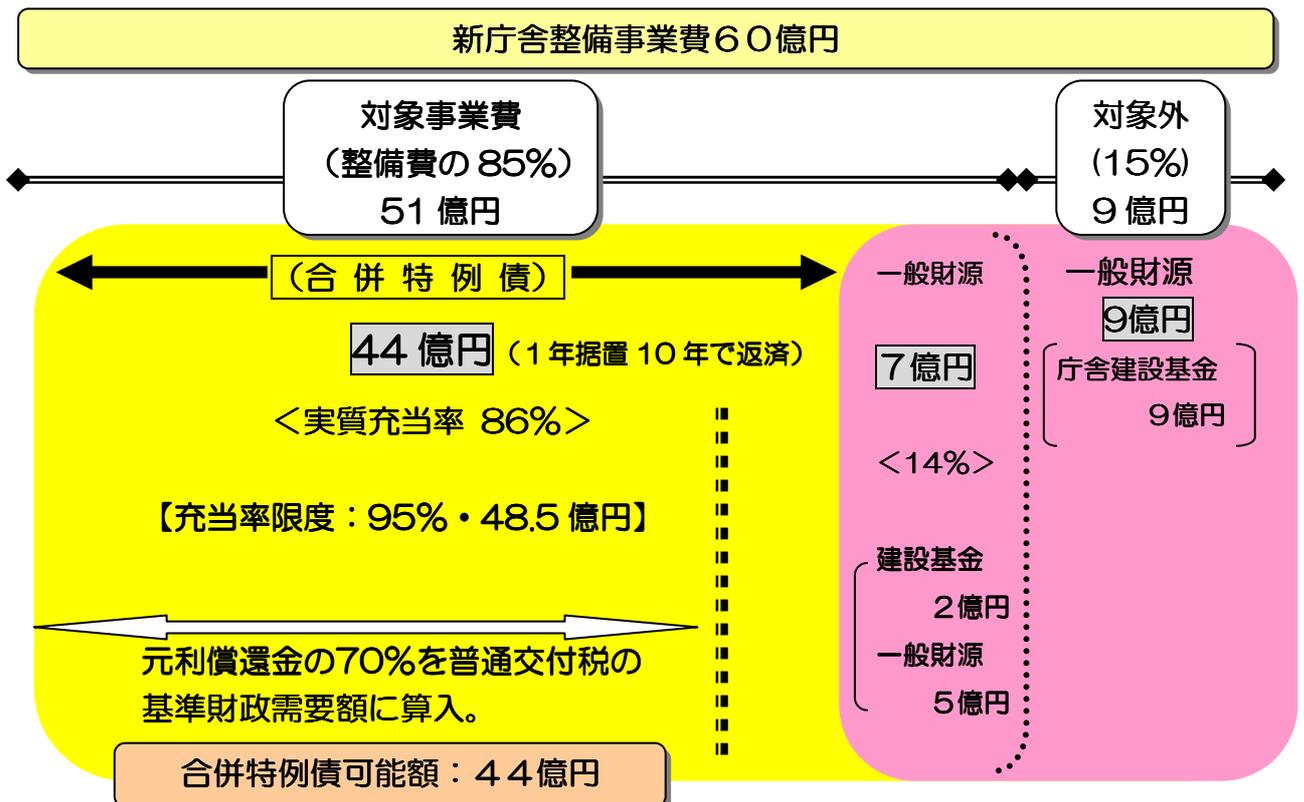
◇ 想定する新庁舎の事業規模は、「約60億円」程度を上限と想定します。



<財源の検討> ～財政負担のシミュレーション～

財源については、国からの財政支援において有利な「合併特例債」及び新庁舎建設のための基金「H26度残高11億円（専決補正見込）」の活用が考えられます。

なお、財源の確保に努めながら、一般財源額の抑制を図ります。



6. 整備スケジュール

新庁舎の整備には、有利な財源として合併特例債の活用を想定しています。その活用期限は、当初合併翌年度から10年とされていたものが、「東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律」により、合併特例債を起こすことができる期間が5年間延長されました。本市は平成18年に合併していることから、平成32年度までの活用が可能であります。

平成32年度以降に本庁舎を整備した場合には、その費用の大部分を市が自己負担することが考えられ、健全な行財政運営を維持するうえで、また、市民の負担を軽減するためにも、平成32年度までに整備することが最善であると考えられます。



現庁舎の老朽化や耐震性の不足を考慮すると早期の整備が望ましく、合併特例債の使用期限である平成32年度を完了目標とすることが最善であります。

新庁舎建設のスケジュール案（概要）

主な事業内容	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
基本構想	■						
基本計画		■					
新築工事							■ 供 用 開 始
基本設計		■					
実施設計			■				
工事				■	■	■	
外構工事							
本庁舎					■ 設計	■	
東館跡地					■ 設計	■	
解体工事							
本館新館		■ 設計	■				
東館					■ 設計	■	
仮設庁舎工事	■ 移転計画	■ 設計	● 引越		■ 仮設庁舎		● 引越
各種調査		■ 地質	■ 文化財				

